

番号	1.
項目	<p>感染症対策について <u>各区に保健所をつくるよう大阪市に要望すること。</u>また天王寺区の保健センターを 充実・強化すること。</p>
<p>(回答)</p> <p>本市では、平成 12 年度から 1 保健所 24 保健センターの地域保健体制のもと、本市の公衆衛生の維持向上に取り組んでまいりました。</p> <p>各区保健福祉センターにおいては、各種健康相談をはじめとする生活習慣病予防や子育て支援など市民ニーズに沿った保健事業の強化や、生活環境相談や生活環境学習会の開催など、住民に身近な保健サービスの充実に努めているところです。</p> <p>市全域を所管する保健所では、情報部門や調査研究部門の強化を図るとともに、環境や食品衛生にかかる監視指導の実施や病院・診療所などに対する医療指導、新興・再興感染症に対する健康危機管理体制の強化など、広域的・専門的な保健衛生の拠点施設としての機能の向上に努めています。</p> <p>なお、この間の新型コロナウイルス感染症対策の経験も踏まえ、将来の大規模感染症にも対応可能な地域保健体制について検証し、引き続き 1 保健所、24 区保健福祉センター体制のもと、双方が連携・役割分担をしながら機能強化を図っていくことといたしました。</p> <p>今後も各区保健福祉センターと保健所の役割分担と相互連携のもと、本市公衆衛生施策の充実に努めてまいります。</p> <p>(下線部について回答)</p>	
担当	<p>健康局 健康推進部 健康施策課 電話：06-6208-9951 健康局 保健所 感染症対策課 電話：06-6647-0739</p>

番号	1.
項目	<p>感染症対策について</p> <p>・各区に保健所をつくるよう大阪市に要望すること。<u>また天王寺区の保健センターを充実・強化すること。</u></p>
<p>(回答)</p> <p>この間の新型コロナウイルス感染症対策の経験も踏まえ、将来の大規模感染症にも対応可能な地域保健体制について検証し、引き続き1保健所、24区保健福祉センター体制のもと、双方が連携・役割分担をしながら機能強化を図っていくことといたしました。</p> <p>今後も各区保健福祉センターと保健所の役割分担と相互連携のもと、本市公衆衛生施策の充実に努めてまいります。</p> <p>(下線部について回答)</p>	
担当	天王寺区役所 保健福祉課（健康推進） 電話：06-6774-9863

番号	1.
項目	<p>感染症対策について <u>新型コロナウイルスのPCR検査やワクチンは無料で実施すること。</u></p>
<p>(回答)</p> <p>新型コロナワクチン接種につきましては、予防接種法に基づく特例臨時接種の期間である令和6年3月31日まで、接種を希望される方は自己負担なく接種していただくことができます。</p> <p>なお、令和6年度以降の新型コロナワクチンの接種については、個人の重症化予防により重症者を減らすことを目的とし、新型コロナウイルス感染症を予防接種法のB類疾病に位置づけた上で、同法に基づく定期接種として実施することになります。</p> <p>今後も国の動向を注視し、接種を希望する市民の皆様が円滑に接種できるよう、引き続き取り組んでまいります。</p> <p>(令和6年1月23日現在)</p> <p>(下線部について回答)</p>	
担当	健康局 保健所 感染症対策課 電話：06-6647-0813

番号	1.
項目	<p>感染症対策について 大阪市立環境科学研究所と府立公衆衛生研究所はもとにもどし、公衆衛生行政を充実すること。もとに戻さず、なくすなら公共施設を建設すること。</p>
<p>(回答)</p> <p>大阪市立環境科学研究所と大阪府立公衆衛生研究所は、平成29年4月に統合し、地方独立行政法人大阪健康安全基盤研究所を設置しました。また、令和5年1月には分散する二つの施設を一元化し、最新の試験検査機器等の整備や人材の集積による検査能力の強化、研究の高度化など、ハード・ソフト両面での機能強化を図ってきたところです。</p> <p>同研究所は大阪府市の地方衛生研究所として、公衆衛生に係る調査研究、試験検査、研修指導及び公衆衛生情報の収集、解析、提供等の業務を通じて、健康危機事象に積極的に対応してまいりました。また、行政機関等へ科学的かつ技術的な支援を行い、住民の健康増進及び生活の安全確保に取り組んでおります。今後も、西日本の中核的な地方衛生研究所として、健康危機に関わる情報収集と発信機能の強化を図るとともに、疫学調査への支援や助言を積極的に行い、疫学解析研究の推進及び試験検査に係る信頼性の確保に取り組んでまいります。</p>	
担当	健康局 総務部 総務課（大阪健康安全基盤研究所支援） 電話：06-6208-7367

番号	2. (1) (2)
項目	<p>国民健康保険・医療・健康診断について</p> <p>(1) 国民健康保険証は廃止しないこと。 国民健康保険の短期証は速やかに被保険者に届くように措置すること。</p> <p>(2) 子どもの保険証がない状態はなくすこと。</p>
<p>(保険グループ回答内容)</p> <p>健康保険証を廃止し、マイナンバーカードによるオンライン資格確認を基本とする規定等を盛り込んだ「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律」が、令和5年6月9日に公布されました。</p> <p>健康保険証の廃止後は、マイナンバーカードで医療保険のオンライン資格確認を受けることができない方も引き続き保険診療を受けられるよう、資格確認書が無償で交付される予定です。</p> <p>これらの制度変更にあたっては、国民や医療機関に混乱が生じないように丁寧な周知を行うよう、国へ要望してまいります。</p> <p>(収納グループ回答内容)</p> <p>本市では、納期限までに保険料を納付していただけない世帯に対して、督促状を送付するとともに、電話等による納付の督促を行っています。</p> <p>これによっても納付いただけずに滞納状態が改善されない世帯に対して、催告書を送付して納付を促すとともに、被保険者証の有効期限切れ前に「短期有効期限被保険者証（短期証）」を交付する旨を文書によりお知らせして接触を図り、その世帯の実情把握に努めるとともに必要に応じて減免制度や分割納付による納付方法をお示しするなど、各種相談を実施することにより、滞納状況が改善するよう努めています。</p> <p>なお、高校生世代以下の子どもに対する短期証の交付に際しては、有効期限内に郵送する取り扱いとしており、世帯主が不在等により郵便局から返戻された短期証については、「子どもの短期証」を郵送する旨をお伝えするお知らせ文書を別途送付したうえで、再度短期証を郵送することとしています。それでもなお、世帯主の受け取りがなく、再度区役所に返戻された短期証については、電話連絡や訪問等による接触を試み、速やかに手元に届けるよう努めております。</p>	
担当	<p>福祉局 生活福祉部 保険年金課（保険グループ） 電話：06-6208-7997</p> <p>福祉局 生活福祉部 保険年金課（収納グループ） 電話：06-6208-9872</p>

番号	2. (3)
項目	<p>国民健康保険・医療・健康診断について</p> <p>国保の減免措置や無料低額診療制度を知らせて、活用すること。 特に、滞納者には区独自のプリント等で積極的に知らせること。</p>
<p>(保険グループ回答内容)</p> <p>保険料の全額負担が困難な世帯については、「大阪府国民健康保険運営方針」における「府内統一基準」に基づき、災害を理由に所得割保険料、平等割保険料及び均等割保険料を減免する制度のほか、倒産、退職、営業不振等により所得が前年と比較して3割以上減少した場合には、所得割保険料を減免する制度を実施しております。</p> <p>なお、前年中所得が一定基準以下の低所得世帯に対して、平等割保険料及び均等割保険料の7割・5割・2割を軽減する制度や、倒産・解雇などの理由で離職された非自発的失業者については、前年給与所得を100分の30として算定する保険料軽減措置を、国の制度として実施しております。</p> <p>また、令和4年度より未就学児の均等割保険料の5割が公費により軽減されることとなった他、令和5年11月以降に被保険者が出産する際には、世帯主等の届出により出産予定日または出産日の属する月の前月から4か月分（多胎妊娠の場合には3か月前から6か月分）の均等割保険料及び所得割保険料を免除する制度を実施しております。</p> <p>減免制度の周知につきましては、本市国民健康保険にご加入の全世帯に送付している保険料決定通知書の裏面及び同封のビラ「国民健康保険料のお知らせ」、本市ホームページや本市国保パンフレット「大阪市の国民健康保険」等を通じ、広報・周知に努めているところです。</p> <p>(給付グループ回答内容)</p> <p>本市におきましては、災害により重大な損害を受けたときや、事業又は業務の休廃止、失業等により収入が著しく減少したことにより、一部負担金を支払うことが困難であると認められる被保険者の方に対して一部負担金の減免を行っています。</p> <p>国民健康保険料の減免制度及び一部負担金減免制度の周知につきましては、本市国民健康保険にご加入の全世帯に送付している保険料決定通知書の裏面や、本市ホームページ、本市国保パンフレット「大阪市の国民健康保険」等を通じ、広報・周知に努めているところです。</p> <p>(収納グループ回答内容)</p> <p>保険料滞納世帯に対しては、文書送付や電話などにより接触を図り、納付相談、納付指導を行う中で、個々の事情の把握に努めるとともに、必要に応じて減免制度をお示しするなど、日頃からきめ細かく丁寧な対応を行っています。</p>	

(法人監理グループ回答内容)

無料低額診療事業の周知については、本市ホームページのほか、市民の皆さんの暮らしに役立つ情報をまとめた生活ガイドブック「大阪市くらしの便利帳」に当該事業の概要に関する記事を掲載しています。また、実施医療機関の一覧を、一部負担金減免制度の周知ビラと合わせて区役所窓口に設置するなど、周知に努めています。

担当	福祉局	生活福祉部	保険年金課 (保険グループ)	電話 : 06-6208-7997
	福祉局	生活福祉部	保険年金課 (給付グループ)	電話 : 06-6208-7967
	福祉局	生活福祉部	保険年金課 (収納グループ)	電話 : 06-6208-9872
	福祉局	総務部	総務課 (法人監理グループ)	電話 : 06-6241-6540
	天王寺区役所		窓口サービス課 (保険年金)	電話 : 06-6774-9975

番号	2. (4) (5) (6)
項目	<p>国民健康保険・医療・健康診断について</p> <p>(4)「滞納処分執行停止」は躊躇せずに活用すること。</p> <p>(5)「差し押さえ」は財産調査も実施されており、慎重にすること。</p> <p>(6)「延滞金」のとり扱いについて、対象者に納得のゆく説明をして措置すること。</p>
<p>(回答)</p> <p>国民健康保険料収入の確保は単に財政面だけでなく、被保険者の負担の公平性を確保する観点からも重要であり、適切な収納対策は保険者としての責務であると認識しております。</p> <p>保険料滞納世帯に対しては、文書送付や電話などにより接触を図り、納付相談、納付指導を行う中で、個々の事情の把握に努めるとともに、必要に応じて減免制度をお示しするなど、日頃からきめ細かく丁寧な対応を行っています。</p> <p>保険料を納めていただけない世帯に対しては、関係法令に基づき財産調査を行い、その結果財産が判明した場合には、判明した財産が差押禁止財産に該当しないことやその財産の状況などを慎重に審査した上で、まず差押予告を行い、滞納世帯との接触を図り、個々の事情を十分お聞かせいただくとともに自主的な納付を促しております。</p> <p>それでもなお、特別な事情が無いにもかかわらず、保険料を納めていただけない場合は、関係法令に基づき適正に差押等の滞納処分を行っています。</p> <p>また、滞納処分をすることによってその生活を著しく窮迫させるおそれがある場合など、地方税法の滞納処分の執行停止の要件に該当する場合は、関係法令に基づき滞納処分の執行を停止することとしております。</p> <p>延滞金については、保険料を納期限までに納付していただけない場合には、地方自治法第231条の3第2項及び大阪市国民健康保険条例第19条第1項に基づき徴収することになります。</p>	
担当	福祉局 生活福祉部 保険年金課 (収納グループ) 電話：06-6208-9872

番号	2. (7)
項目	<p>国民健康保険・医療・健康診断について 児童の予防接種（風疹、麻疹など）、とくにインフルエンザの予防接種はすべて無料にすること。</p>
<p>(回答)</p> <p>本市としましては、疾病の発生・まん延防止、国民の健康保持の観点から、ワクチンで防げる疾病については、可能な限り定期接種化すべきであり、既に定期接種となっているワクチンも含めた抜本的な制度の見直しを行い、地方公共団体の財政力によって予防接種事業に格差が生じることのないよう、国の責任により一元的に実施し、必要な財源をすべて確保することが国の責務であると考えています。</p> <p>今後も引き続き、他の政令指定都市と連携して、国に対して働きかけてまいります。</p>	
担当	健康局 保健所 感染症対策課 電話：06-6647-0656

番号	2. (8)
項目	<p>国民健康保険・医療・健康診断について 健康診断の会場の増設、地域活動協議会等への啓蒙、健康・医療会社からの提供による粗品の配布など、受診率向上のために工夫すること。</p>
<p>(回答)</p> <p>大阪市国民健康保険では、被保険者の健康の保持増進を図る観点から 40 歳以上の被保険者の方に特定健康診査を無料で実施しています。</p> <p>健診機会を確保するため、大阪府内約 4,500 ヶ所の医療機関ほか、身近な地域で受診できるよう各区保健福祉センターや小学校等において、年間約 300 回集団健診を実施し、特定健康診査とがん検診の同時実施や、休日における開催数の確保及び周知の強化（地域での回覧及び医療機関等でのポスターの掲示など）を図っています。</p> <p>さらに、勤務先及び個人的に健診を受診された方が検査データを提出された場合、特定健康診査の実施とみなすことができ、本市保健事業に寄与していることから、検査データを提出いただいた方に粗品（歩数計・ポケットボトル・ハンカチタオルの 3 点から選択）を配布することとしており、受診率向上を図っています。</p> <p>また、大阪府が推進する健康づくり支援プラットフォーム整備等事業における健活マイレージ「アスマイル（※）」に参画しています。</p> <p>※ スマートフォンアプリ「アスマイル」をダウンロードしていただき、特定健診を受診すると、ポイントが付与され、3,000 円相当の電子マネーや商品券などの特典と交換できるサービスです。</p> <p>引き続き、特定健康診査の受診率向上に向けた効果的な手法等について、検討を進めてまいります。</p>	
担当	福祉局 生活福祉部 保険年金課（保健事業グループ） 電話：06-6208-9876

番号	2. (8)
項目	<p>国民健康保険・医療・健康診断について 健康診断の会場の増設、地域活動協議会等への啓蒙、健康・医療会社からの提供による粗品の配布など、受診率向上のために工夫すること。</p>
<p>(回答)</p> <p>大阪市では、各種がん検診の受診率向上に向けては、より効果的な周知・啓発を行うため、本市のがん検診受診要件を備える国民健康保険加入者に対し、担当部署と連携し次の取り組みを行っております。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・一定の年齢の国民健康保険加入者に対し、5がん（胃がん、大腸がん、肺がん、子宮頸がん、乳がん）検診の個別受診勧奨を行っております。 ・子宮頸がんの罹患率が高まる若年層の女性の国民健康保険加入者に対し、子宮頸がん検診の個別受診勧奨を行っております。 <p>また、今年度より、各がん検診の受診率向上のため、長期未受診者等に対し、行動科学や AI を用いたショートメッセージサービスによる個別勧奨のモデル実施を行っております。</p> <p>今後も関係各所と連携し、より効果的な周知・啓発を行うなど、更なる受診率の向上に努めてまいります。</p>	
担当	健康局 健康推進部 健康づくり課 電話：06-6208-9943

番号	2. (9)
項目	<p>国民健康保険・医療・健康診断について</p> <p>障がい者の入院中の食事について、非課税の人は申請なしで医療費補助を受けられるようにすること。</p>
<p>(回答)</p> <p>入院時食事代（入院時食事療養費）の助成については、持続可能な制度とするため、平成30年度に助成対象者を保険者が非課税世帯の方に交付する「限度額適用・標準負担額減額認定証」または「食事療養標準負担額減額認定証」（以下「減額認定証」という。）の対象者に限定する改正を行いました。</p> <p>これにより、現在の制度につきましては、公的医療保険制度における「食事代（標準負担額）の減額」措置の適用後の自己負担額に対して本市が助成するものとなっています。</p> <p>前提となる「食事代の減額措置」を受けるにあたっては、公的医療保険制度上、医療機関においてオンライン資格確認システムを通じて本人同意をいただくか、加入されている医療保険への申請により「減額認定証」を取得し医療機関に提示されることが必須と関係法令で定められています。</p> <p>この「食事代の減額措置」の適用を省略して本制度による助成を行うことは、本来公的医療保険制度で給付すべき費用を本市で負担することとなり、制度の維持運営に支障をきたすことにつながりますので、省略することは困難です。</p> <p>なお、既に「入院時食事代助成証明書」をお持ちの方のうち、「減額認定証」の交付対象であることを本市の税台帳等で確認できた方については、医療助成証の更新にあたりまして「入院時食事代助成証明書」を付属した医療証をお渡ししています。そのうえで、医療機関での入院時にはオンライン資格確認システムを通じて「食事代の減額措置」の適用にかかる本人同意をいただくことで、関係先での別途の手続きを行うことなく入院時食事代の助成を受けていただくことが可能となっています。可能な範囲でのお手続きの負担軽減に努めておりますので、ご理解いただきますよう、よろしくお願いいたします。</p>	
担当	福祉局 生活福祉部 保険年金課（医療助成グループ） 電話：06-6208-7971

番号	3. (1)
項目	介護事業・介護保険について 区内の65歳以上の人口と75歳以上の人口を明らかにすること。
(回答) 令和5年3月末で天王寺区内の65歳以上の被保険者数は15,892人で、75歳以上の方の被保険者数は8,295人です。	
担当	福祉局 高齢者施策部 介護保険課 (管理グループ) 電話：06-6208-8028

番号	3. (2)												
項目	介護事業・介護保険について 区内の「総合事業」の対象者数と対応施設数を明らかにすること。												
<p>(回答)</p> <p>令和5年3月末の時点で天王寺区内の総合事業対象者のうち、要支援1の方は765名で、要支援2の方は498名です。なお、事業対象者の方の数については把握しておりません。</p> <p>また、令和5年4月1日時点での対応施設数の指定状況については次のとおりとなります。</p> <table border="1" data-bbox="416 775 1099 1030"> <tr> <td>介護予防型訪問サービス[施設]</td> <td>36</td> </tr> <tr> <td>生活援助型訪問サービス[施設]</td> <td>30</td> </tr> <tr> <td>介護予防型通所サービス[施設]</td> <td>14</td> </tr> <tr> <td>短時間型通所サービス[施設]</td> <td>8</td> </tr> <tr> <td>選択型通所サービス[施設]</td> <td>0</td> </tr> </table>				介護予防型訪問サービス[施設]	36	生活援助型訪問サービス[施設]	30	介護予防型通所サービス[施設]	14	短時間型通所サービス[施設]	8	選択型通所サービス[施設]	0
介護予防型訪問サービス[施設]	36												
生活援助型訪問サービス[施設]	30												
介護予防型通所サービス[施設]	14												
短時間型通所サービス[施設]	8												
選択型通所サービス[施設]	0												
担当	福祉局 高齢者施策部	介護保険課 (管理グループ)	電話：06-6208-8028										
	福祉局 高齢者施策部	介護保険課 (指定指導グループ)	電話：06-6241-6310										

番号	4. (1)
項目	生活保護について 窓口で申請を止めるのではなく生活や健康実態などを十分に聞いて対応すること。
<p>(回答)</p> <p>申請に来られた方に対しては、ご本人から十分に状況をおうかがいし、活用できる他法・他施策の活用等を検討した上で、法の趣旨・原則に基づき、個々の世帯に応じ適切な対応を行っております。</p>	
担当	天王寺区役所 保健福祉課 (生活保護) 電話：06-6774-9872

番号	4. (2)
項目	生活保護について 生活支援のためのケースワーカーの人数を充実させること。
<p>(回答)</p> <p>被保護者の方へ丁寧な対応ができるよう、研修等への参加を通じ、ケースワーカーの資質の向上に努めます。</p>	
担当	天王寺区役所 保健福祉課（生活保護） 電話：06-6774-9872

番号	5.
項目	<p>世帯分離について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・世帯分離について、申請があれば受理してください。
<p>(回答)</p> <p>「世帯」とは、居住と生計をともにする社会生活上の単位をいいます。</p> <p>この要件を満たしていれば世帯分離することはできませんが、事実生計を別にしていれば分離することは可能です。</p> <p>なお、同一の住所地で生活している夫婦については、民法第 752 条により夫婦間には扶助義務があることから、世帯分離はできません。但し、事実上の別居状態にあるなど、同一生計でないことが客観的に認められる場合は、この限りではありません。</p>	
担当	天王寺区役所 窓口サービス課（住民情報） 電話：06-6774-9963

番号	6. (1)
項目	<p>子育て、教育について <u>昨年度の保育所への入所希望数（定員も）と、来年度の募集定員を明らかにすること。</u> 子どもの豊かな保育に向けて保育内容（質）の向上につとめること。</p>
<p>(回答)</p> <p>昨年度受付分の令和5年度一斉募集（令和5年4月入所）は、入所希望者数566人に対し、入所者数（新規利用者数）は426人でした。</p> <p>令和6年度一斉募集（令和6年4月入所）は、募集人数716人に対し、申込み数は663人となっています。</p> <p>(下線部について回答)</p>	
担当	天王寺区役所 保健福祉課（福祉サービス） 電話：06-6774-9857

番号	6. (1)
項目	<p>子育て、教育について 昨年度の保育所への入所希望数（定員も）と、来年度の募集定員を明らかにすること。 <u>子どもの豊かな保育に向けて保育内容（質）の向上につとめること。</u></p>
<p>(回答)</p> <p>乳幼児期は、生涯にわたる人格形成や生きる力の基礎を培う重要な時期であることから、大阪市保育・幼児教育センターでは、さまざまな就学前施設（幼稚園、保育所、認定こども園、地域型保育事業所等）の教職員を対象とした研修会・研究会を企画・実施するとともに、就学前教育カリキュラムの普及・啓発、保幼小連携・接続事業の推進、幼児教育・保育に関する調査・研究等に取り組み、本市における幼児教育・保育の質の向上を図っています。</p> <p>(下線部について回答)</p>	
担当	こども青少年局 保育・幼児教育センター 電話：06-6952-0173

番号	6. (2)
項目	<p>子育て、教育について 4～5歳児で未就園児（保育園・幼稚園に通園していない子）の健康診断（歯科を含む）を行うこと。</p>
<p>(回答)</p> <p>現在、本市では母子保健法に基づく1歳6か月児健康診査及び3歳児健康診査に加え3か月児健康診査を各区保健福祉センターにおいて実施しているほか、乳児期の前期及び後期に委託医療機関において乳児健康診査を実施しております。</p> <p>また、本市では乳幼児期の身体上及び精神発達等に関する発達相談を各区保健福祉センターにおいて実施しており、必要に応じて医師等が健康診査を行っております。</p> <p>今後とも、乳幼児期の健康診査については国や他都市の動向を注視してまいります。</p>	
担当	<p>こども青少年局 子育て支援部 管理課（母子保健グループ） 電話：06-6208-9966</p>

番号	6.(3)
項目	<p>子育て、教育について 学童保育所の説明を学校でも行えるよう学校に助言すること。</p>
<p>(回答)</p> <p>本市では、昭和44年以来、保護者が労働等により昼間家庭にいない小学校に就学している児童（留守家庭児童）を対象として保護者に代わりその健全な育成を図るため、民設民営の放課後児童クラブ（学童保育所）への補助金の交付を行う留守家庭児童対策事業を実施しております。</p> <p>事業を所管しているこども青少年局において、放課後児童クラブの事業実施場所や連絡先をまとめたパンフレットを毎年作成しており、各区、小学校へ配布し、情報提供を行うとともに周知を図っております。</p> <p>また、本市ホームページにおいて、放課後児童クラブの実施場所や連絡先を掲載し周知を図っており、令和6年度には、希望する放課後児童クラブについて、実施場所をクリックすると放課後児童クラブのホームページへ移行できるよう、リンクを貼り付ける変更を行う予定です。</p>	
担当	<p>こども青少年局 企画部 青少年課（放課後事業グループ） 電話：06-6684-9559</p>

番号	6. (4)
項目	<p>子育て、教育について 学校選択制は活用せずに、指定外通学の拡充（校区外の学校が近いなど）で対応すること。</p>
<p>(回答)</p> <p>教育委員会では、平成 24 年 10 月に大阪の教育力の向上、充実を図り、教育の振興を推進し、子どもたちの最善の利益を図り、また子どもや保護者の意向に応えていくため、学校選択制の制度化と指定外就学の基準拡大を方向性とする「就学制度の改善について」を策定いたしました。</p> <p>この方針のもと、各区長が子どもや保護者を中心とした区民及び区内の校長等の意見を丁寧にお聴きした上で検討を行い、区の実情や区民の意向に即した方針案を策定し、教育委員会会議の議決を経て、学校選択制を実施しております。</p> <p>なお、学校選択制は、平成 26 年度入学者より一部の区において開始し、平成 31 年度入学者からは全区実施となっております。</p> <p>天王寺区では、平成 24 年 4 月以降、保護者を中心とした区民の皆様と意見交換、アンケート調査等を積み重ね、数多くのご意見をいただきましたが、様々なニーズを抱える子ども・保護者の皆様に選択の機会を保障するとともに、選択の機会があることで学校教育への関心が高まり、また、特色ある学校づくりが進められ学校の活性化が図られることを期待して、導入の方針案を策定し、教育委員会会議の議決を経て、平成 27 年 4 月入学予定者から小学校及び中学校において学校選択制を導入することになりました。</p>	
担当	<p>教育委員会事務局 総務部 学事課 電話：06-6208-9114 天王寺区役所 市民協働課（教育文化） 電話：06-6774-9743</p>

番号	6. (5)
項目	子育て、教育について 区内の小中学校での不登校児童の状況を明らかにすること。
<p>(回答)</p> <p>令和4年度の大阪市立の小中学校および義務教育学校における不登校児童生徒数は、小学校1,866名、中学校4,430名となっています。</p> <p>本市における不登校児童生徒の数は、全国同様増加しており、教育委員会といたしましても、生活指導上の喫緊の課題であると認識しております。要因については、いじめ、暴力行為、児童虐待等と関連し、児童生徒の心の問題とともに、家庭、友人関係、地域、学校等、環境の問題が複合的に作用しているものと考えられます。</p> <p>本市の不登校対策としましては、学校による不登校が生じない魅力あるよりよい学校づくりに取り組むとともに、早期発見・早期対応として予兆への対応を含めた初期段階からの早期支援をすすめており、家庭訪問の実施をはじめ、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーとの連携を含む組織的・計画的な支援の実施などに取り組んでいます。</p> <p>また、校外の支援施設として、不登校児童生徒の学習支援及び教育相談の充実を図るため、令和2年度より教育支援センターを開設し、現在3か所で学校生活への復帰や社会的自立に向けた支援を行っています。さらに、不登校生徒の実態に配慮して特別に編成された教育課程に基づく教育を行う学びの多様化学校（心和中学校：いわゆる不登校特例校）を令和6年度に設置します。</p> <p>今後も引き続き、不登校が生じないような魅力ある学校づくりや、専門機関等との連携、ICTの活用等により、不登校の未然防止、早期支援に努めるとともに、不登校児童生徒の支援充実に努めてまいります。</p>	
担当	教育委員会事務局 指導部 教育活動支援担当 電話：06-6208-9174

番号	6.(6)
項目	子育て、教育について 大阪市立小中学校のトイレを洋式化すること。また女子トイレには生理用ナプキンを用意すること。
<p>(回答)</p> <p>これまでの学校のトイレは、不特定多数の方が利用する便器に肌が直接触れる洋式便器を避ける傾向があったことから、和式便器を中心に整備してまいりました。しかし、生活様式や市民意識の変化に伴い、和式便器は使いづらいという声もあり、老朽化した校舎を新しく建て替える際には、洋式便器にてトイレを整備することはもとより、建て替えに至らない校舎のトイレにつきましても、和式便器から洋式便器への改修を進めております。学校のトイレは、児童・生徒の学校生活に重要な場所と考えており、引き続き順次便器の洋式化を進めてまいります。</p> <p>また、大阪市立の小中学校においては、児童生徒が必要な時に生理用品を対面及び非対面で手に取ることができる環境を整えるよう学校向けに通知を行い、女子トイレ（個室含む）等、各学校の実情に合った提供場所において設置しているところです。</p>	
担当	教育委員会事務局 総務部 施設整備課 電話：06-6208-9091 教育委員会事務局 指導部 保健体育担当 電話：06-6208-9141

番号	6. (7)
項目	<p>子育て、教育について ヤングケアラーの実態を調査して、相談支援体制を整備するとともに、介護、家事、育児などの支援をつくること。</p>
<p>(回答)</p> <p>ヤングケアラーへの支援体制として、全ての市立小中学校にスクールカウンセラーを配置し、家庭の相談がしやすい環境を整備するほか、相談窓口を区役所に設置しています。</p> <p>また、ヤングケアラーのいる家庭の居宅に訪問支援員を派遣する「家事・育児訪問支援事業」を実施するほか、「ヤングケアラー寄り添い型相談支援事業」のピアサポートの体制を強化、また、日常生活を送るためにヤングケアラーの通訳に頼っている家庭を対象に通訳者を派遣する「ヤングケアラー外国語通訳派遣事業」を実施するなど、こどものケア負担を軽減することを目的とした事業を実施しています。</p>	
担当	天王寺区役所 保健福祉課（子育て支援室） 電話：06-6774-9969

番号	7. (1)
項目	公園の樹木は切らないで、緑化をすすめること。
<p>(回答)</p> <p>本市はもともと自然の緑に恵まれず、緑やオープンスペースがきわめて少ない状況にありましたが、昭和 39 年に「緑化 100 年宣言」を採択し、公園樹をはじめとした緑の量的拡充に重点をおき、市民・事業者・行政が一丸となって緑化に取り組んでまいりました。</p> <p>一方で、長い年月をかけて生長した多くの樹木が大木化・老木化した結果、樹勢の衰えや民有地への越境、施設の損壊などにより、市民の安全に支障を来すおそれが生じた公園樹については、撤去したうえで周辺環境や樹木の将来の生長を考慮した場所への植え替えも実施しています。</p> <p>今後も引き続き、公園整備や改修に合わせた緑化を推進するとともに、身近な公園を多くの市民に安全安心にご利用いただけるよう、健全な樹木の保全育成と良好なみどりの維持管理に努めてまいります。</p>	
担当	建設局 公園緑化部 緑化課 電話：06-6615-6891

番号	8. (1)
項目	<p>災害対策</p> <p>区としての防災対策の状況を説明すること。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ハザードマップを活用して災害対策を強化すること。
<p>(回答)</p> <p>天王寺区は、上町断層帯地震等が発生すると大きな被害を受けると想定されることから、区民一人ひとりの「防災力」の強化による自助力の向上を図るとともに、数多いマンションに特化した防災対策の強化や、地域・協力企業といった地域資源との連携による共助力の強化に取り組み、地域の力を結集して「防災力」の向上に取り組んでおります。</p> <p>ハザードマップについては、国や大阪府において浸水想定が見直されたことから、令和3年に新しいものに更新し同年8月末までに全戸配布を行いました。また、区ホームページに掲載するなど啓発に努めています。</p>	
担当	天王寺区役所 市民協働課（安全まちづくり） 電話：06-6774-9899

番号	8. (1)
項目	<p>災害対策 区としての防災対策の状況を説明すること。</p> <p>・<u>防災の担当部局に女性職員を配置し、女性の視点での避難所など、防災対策をはかること。</u></p>
<p>(回答)</p> <p>防災・災害対策につきましては、職員も含め女性の意見もふまえる等、女性の視点にも立った取組みとなるよう努めてまいります。</p> <p>(下線部について回答)</p>	
担当	天王寺区役所 企画総務課 電話：06-6774-9625

番号	8. (1)
項目	<p>災害対策 区としての防災対策の状況を説明すること。 ・防災の担当部局に女性職員を配置し、<u>女性の視点での避難所など、防災対策をはかること。</u></p>
<p>(回答)</p> <p>地域での防災学習会や避難所開設訓練等の機会を通じて、女性等多様な視点に配慮した避難所の運営に努めることが、防災の取組を推進するうえで必要な要素であることを説明しています。今後も引き続き啓発に取り組んでまいります。</p> <p>(下線部について回答)</p>	
担当	天王寺区役所 市民協働課 (安全まちづくり) 電話 : 06-6774-9899

番号	8. (2)
項目	<p>災害対策</p> <p>高齢者や障害者など要援護者にたいする災害対策を強化すること</p> <ul style="list-style-type: none"> ・避難所の環境整備（食料・飲料水等の備蓄、トイレ、冷暖房、バリアフリー等）を充実すること。 ・福祉避難所の環境整備（食料・飲料水等の備蓄、ベッド、トイレ、冷暖房、バリアフリー等）をすすめ、要援護者が安心して安全・快適に過ごせるよう設備構造にすること。 ・避難所で新型コロナウイルスの感染拡大がおきないように十分な環境を整えること。
<p>(回答)</p> <p>天王寺区では20ヶ所の災害時避難所とともに、既存の社会福祉施設等のご理解、ご協力をいただき令和5年12月末現在で12ヶ所の福祉避難所を指定しております。</p> <p>施設の設備等については、施設側の状況によりますが、引き続き、高齢者や障がい者など、災害時避難所で対応困難な要援護者の受け入れを行うことができる福祉避難所の指定を進めてまいります。</p> <p>新型コロナウイルスなど感染症対策については、消毒液や衛生用品の配備を行いました。また、災害時避難所の開設・運営については、大阪市危機管理室が作成した「避難所開設・運営ガイドライン（令和5年6月改定）」に基づき、感染拡大の防止を図りながら進めてまいります。</p>	
担当	天王寺区役所 市民協働課（安全まちづくり） 電話：06-6774-9899

番号	8. (3)
項目	<p><u>自治体職員の正規職員化をはかり、増員すること</u> <u>・自治体の人員削減、業務委託化、パート・派遣の導入は、災害時などの行政能力を著しく低下させており、抜本的に見直すこと。</u></p>
<p>(回答)</p> <p>本市では、災害時に職員が行うべき分掌事務を定めるとともに、応急対策活動を迅速かつ的確に行うために必要な職員の動員体制や動員基準を定め、平時から訓練に努めています。</p> <p>さらに、災害時に備えて他の行政機関と相互に救援協力する体制を構築している他、民間企業等からも必要な協力を得るため各種協定を締結しています。</p> <p>令和4年3月に策定した「市政改革プラン3.1」のもと、必要な市民サービスは維持しつつ、スリムで効果的な業務執行体制の構築に努めており、他都市より多い状況にある技能労務職員については、「民でできることは民で」という考え方のもと、委託化、効率化を図り、削減を行っています。なお、技能労務職員以外は、削減することとしていません。</p> <p>また、複雑化・多様化する行政需要への柔軟な対応を図るため、一定の期間内に終了することが見込まれる業務や、特定の学識・経験を要し常時勤務を必要としない業務、臨時の業務等については、任期付職員や会計年度任用職員、臨時的任用職員等の活用を図っています。</p> <p>(下線部について回答)</p>	
担当	<p>総務局 人事部 人事課 (人事グループ) 電話：06-6208-7431 危機管理室 危機管理課 電話：06-6208-7388</p>

番号	8. (3)
項目	<p>災害対策</p> <p>自治体職員の正規職員化をはかり、増員すること</p> <p>・自治体の人員削減、業務委託化、パート・派遣の導入は、災害時などの行政能力を著しく低下させており、抜本的に見直すこと。</p>
<p>(回答)</p> <p>災害発生時等の緊急時においても、一定の行政能力を確保・維持することは非常に重要なことと認識しております。当区でも業務委託を行っておりますが、そうした臨時的・緊急的事態にも対応できるよう、日頃からの備えを怠りなくしておきたいと考えています。</p> <p>(下線部について回答)</p>	
担当	天王寺区役所 企画総務課 電話：06-6774-9625

番号	8.(3)
項目	災害対策 自治体職員の正規職員化をはかり、増員すること ・天王寺区の正規職員と非正規職員の配置状況を明らかにすること。
(回答) 当区の職員は、134名配置しており災害時に動員する職員数も同様です。	
担当	天王寺区役所 企画総務課 電話：06-6774-9625